

令和2年7月20日

北海道大学教職員組合

執行委員長 山形 定 殿

国立大学法人北海道大学

総長代行 笠原 正典

総長選考会議議長 石山 喬

総長解任に関して北海道大学の回答を求める（回答）

令和2年7月13日付けで、標記の文書により貴殿から質問がありました件について、下記のとおり回答します。

記

質問1への回答

石山議長が、名和前総長が非違行為に及んだことが疑われているのを知ったのは、平成30年9月下旬です。

石山議長が9月下旬に名和前総長と、個人的に面談した際に、名和前総長の総長としての問題点について指摘しましたが、辞任を迫ったのではありません。

質問2への回答

調査委員会は、総長選考会議規程18条の2の規定（選考会議は解任の申出の審議を行うに当たり、調査委員会を設置し、調査を行うことができる）に基づき設置された同会議の調査のための委員会であり、中立・公平な立場で調査を行いました。

調査委員会が名和前総長（当時は総長）の弁解を聴取しなかったのは、34名に上る関係者に対する面談調査、関係機関への書面調査を含む関係資料から事実を認定できると判断したからです。

この判断も踏まえて、総長選考会議での意見陳述の際に、調査報告書に対する名和前総長の弁解を聴取することとしたものです。

総長選考会議は、調査報告書と名和前総長の意見とを比較し、必要に応じて追加調査するなどして、一件ずつ丁寧に審議のうえ、非違行為に該当するか否かを認定しており、一連の手続は適正に進められました。

質問3への回答

平成30年12月に、石山議長は名和前総長から会いたいと請われ、個人的に面談した際に、同前総長から「辞表提出に関する誓約および要請について」と題する文書と日付のない辞任願の写し（自筆ではなく複写したもの）が示され、これらを受け取りましたが、辞職に同意したではありません。そもそも、かようなやり取りにおいて、辞任する真摯な意思が正式かつ適式に表明されたとは判断しておりませんし、同前総長が、職場への復帰を要請していることからも、それが裏付けられると考えております。